医政発 0401 第 24 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
（ 公 印 省 略 ）

重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第 83 号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第 44 号）の施行に伴い、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第２項第11号イ⑵に規定する重点医師偏在対策支援区域において承継又は開業する診療所のうち一定の要件を満たすものの開設者又は管理者が、当該承継又は開業に係り不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が、本日から講じられることとなりました。

当該軽減措置の概要等についは下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

１　特例措置の趣旨

令和６年 12 月 25 日に策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づき、都道府県において「重点医師偏在対策支援区域」を設定した上で経済的インセンティブ等の対策を実施することとしているところ、当該区域での診療所の承継又は開業に係り取得する不動産に対して、不動産取得税の課税標準の特例措置を講ずるもの。

２　特例措置の対象となる不動産

令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に重点医師偏在対策支援区域において承継又は開業する診療所のうち以下の要件を満たすものの開設者又は管理者が、当該診療所の承継又は開業に必要な不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の２分の１

に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。

① 重点医師偏在対策支援区域を定めた医療計画を都道府県が策定又は変更をした日において、次のいずれにも該当する区域に所在していること（別紙参照）
- ・医療計画において医師少数区域として定められている区域
- ・可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏（全国下位４分の１）である区域

② 最寄りの一般病院（※）までの移動距離が 7.5km 以上となる位置に所在すること

③ 建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、重点医師偏在対策支援区域における「診療所の承継・開業支援に係る医療施設等施設整備費補助金」を受けていること又は受けることが確実であると見込まれること

（※） その有する病床が主として医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床である病院のうち、次に掲げる病院以外の病院
- ・主として理学療法又は作業療法を行う病院
- ・その施設の全てが児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条に規定する児童福祉施設である病院

（別紙）

重点医師偏在対策支援区域のうち医師少数区域かつ可住地面積あたりの医師数が全国下位 1/4 の二次医療圏一覧

都道府県	二次医療圏名
北海道	南檜山
北海道	北渡島檜山
北海道	南空知
北海道	北空知
北海道	日高
北海道	富良野
北海道	宗谷
北海道	北網
北海道	遠紋
北海道	釧路
北海道	根室
青森県	西北五地域
青森県	上十三地域
青森県	下北地域
岩手県	岩手中部
岩手県	胆江
岩手県	両磐
岩手県	気仙
岩手県	宮古
岩手県	久慈
宮城県	仙南
宮城県	大崎・栗原
秋田県	県北
秋田県	県南
山形県	最上
山形県	庄内
福島県	県南
福島県	相双
福島県	会津・南会津
茨城県	鹿行

茨城県	筑西・下妻
栃木県	県北
群馬県	吾妻
東京都	島しょ
新潟県	下越
新潟県	魚沼
新潟県	上越
新潟県	佐渡
石川県	能登北部
福井県	奥越
長野県	木曽
岐阜県	飛騨
愛知県	東三河北部
島根県	雲南
島根県	大田
岡山県	高梁・新見
岡山県	真庭
高知県	幡多
大分県	西部
宮崎県	西諸
宮崎県	西都児湯
鹿児島県	出水
鹿児島県	曽於
鹿児島県	熊毛
鹿児島県	奄美